

「多気町排水設備指定工事店」新規申請手続き要領

(R6.10.改訂)

【指定工事店の資格要件】

1. 三重県内に営業に適する店舗または事務所を有していること。
2. 財団法人三重県下水道公社の資格認定者名簿に登録され、責任技術者証の交付を受けている者が、1人以上専属していること。
3. 工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。

【指定の欠格要件】

1. 心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適切に行うことができないもの。
2. 破産手続き開始の決定を受けているもの。
3. 指定工事店の指定の取消処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者。
4. 工事の履行において不誠実な行為をすると認める相当の理由があるもの。
5. 法人にあっては、上記の1から4に該当する者があるもの。

【指定工事店の申請手続き】

1. 提出期間・・・随時
 2. 提出書類
 - ① 多気町排水設備指定工事店 新規申請書（様式1号）
 - ② 個人事業主の場合
 - ・申請者の住民票（市役所、町村役場で交付のもの）
 - ・申請者の身分証明書（市役所、町村役場で交付のもの）
 - ・申請者の市町村税の完納証明書（滞納の有無の確認できるもの）
 - ③ 法人事業主の場合
 - ・法人登記簿謄本（法務局でとった原本）
 - ・定款の写し
 - ・代表者の住民票（市役所、町村役場で交付のもの）
 - ・代表者の身分証明書（市役所、町村役場で交付のもの）
 - ・工事店の市町村税の完納証明書（滞納の有無を確認できるもの）
- ※個人事業主又は法人事業主のどちらか該当する方を提出してください。
※市町村税の完納証明書は、提出日から前6か月以内に発行されたものとします。
- ④ 工事店経歴書（様式2号）

⑤ 専属する責任技術者証の写し（表面、裏面とも）

※責任技術者証の写しの提出において、申請時点で責任技術者証の交付を受けていない方は、合格通知書、技術講習終了証の写しを提出し、後日責任技術者証の写しを提出してください。

⑥ 設備及び器材調書（様式3号）

⑦ 設備及び器材のわかる写真

- ◇ 所有機材・材料及び事務所状況のわかる写真
- ◇ 所有機材・材料を事務所、倉庫前に並べて撮影。（4～5枚程度）
- ◇ 事務所の外観、内観を撮影。（2～3枚程度）

⑧ 誓約書（様式4号）

3. 申請手数料・・・15,000円（手続き完了後、納付）

- ① 提出書類の内容確認後、『指定工事店証』と『申請手数料納付書』を発送しますので、納付期限までに指定金融機関等にて手数料を収めてください。
- ② 期限までに納付の確認が取れない場合は、無効となります。

4. 問い合わせ、提出先

519-2181

多気郡多気町相可 1600

多気町役場上下水道課 下水道係 TEL 0598-38-1115

多気町排水設備指定工事店申請書類チェック表

チェック申請書類

- ① 多気町排水設備指定工事店（指定・更新）申請書（様式1号）
- ② 工事店経歴書（様式2号）
- ③ 設備及び器材調書（様式3号）
- ④ 誓約書（様式4号）
- ⑤ 個人事業主の場合
 - ・申請者の住民票（市役所、町村役場で交付のもの）
 - ・申請者の身分証明書（市役所、町村役場で交付のもの）
 - ・申請者の市町村税の完納証明書（滞納の有無の確認できるもの）
- ⑥ 法人事業主の場合
 - ・法人登記簿謄本（法務局でとった原本）
 - ・定款の写し
 - ・代表者の住民票（市役所、町村役場で交付のもの）
 - ・代表者の身分証明書（市役所、町村役場で交付のもの）
 - ・工事店の市町村税の完納証明書（滞納の有無を確認できるもの）
- ⑦ 専属する責任技術者証の写し（表面、裏面とも）
- ⑧ 所有機材のわかる写真
 - 所有材料のわかる写真
 - 事務所状況のわかる写真（外観・内部とも）
- ⑨ 申請手数料・・・15,000円（申請後に納入）

※個人事業主又は法人事業主のどちらか該当するほうにチェックをしてください。